毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和５年２月24日
金　曜　日

号　外

目　　次

規　則
○富山県会計規則の一部を改正する規則　1

規　　則

富山県会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和５年２月24日

富山県知事　新　田　八　朗

富山県規則第３号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第７中「なのはな農業協同組合　山田村農業協同組合」を「なのはな農業協同組合」に改める。

附　則

この規則は、令和５年３月１日から施行する。

（出 納 課）

令和５年２月24日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番